

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年2月8日（平成29年（行個）諮問第27号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（行個）答申第221号）

事件名：本人が申告した人権侵犯事件に係る記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし61に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月17日付け庶第17号により福岡法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 審査請求の趣旨

審査請求人は、情報開示法制度の理念に悖る福岡法務局長のこの度の事実上不開示相当の違法な部分開示決定ではなく、審査請求人が以下で主張する情報開示法制度根本理念に則った実質的な全面開示相当の適法な部分開示かまたは全面開示かを求める。

イ 審査請求に至る事実過程

審査請求に至る事実過程を時系列的に概略で言うと以下の通りである。

（ア）昨年、審査請求人は、相続を原因とする審査請求人不動産登記名義書換申請を特定地方法務局に行った。ところが、以上の審査請求人特定地方法務局申請という事実について、審査請求人には理由不明であるが、その職務上の動機から考えて審査請求人申請特定地方法務局担当官特定地方法務局職員特定個人Aか特定地方法務局総務課長特定個人Bかその何れかが庁外民間人に国家公務員法に違反して違法に漏洩した。

（イ）審査請求人は、さまざまなトラブルを恐れて、親類縁者や友人知人だけではなく、無論のこととして、職場同僚上司にも、相続を原

因とする不動産取得所有という事実を発言したこともなく、また、相続を原因とした不動産取得所有を前提とした内容の発言を行ったことはない。人間関係上の上述した発生可能ないろいろなトラブルは何方にも想定可能であると愚考する。

(ウ) 上述の審査請求人特定地方法務局申請後のとある時、審査請求人は、勤務先で、上司から、「相続を原因とする不動産登記名義書換申請を特定地方法務局に行ったんだって。」と言われ、驚愕した。

(エ) それで、審査請求人は、今後起こりうることをいろいろ想定し、憂慮した。特定地方法務局での申請担当は、特定地方法務局職員特定個人Aであり、特定地方法務局職員が全員、審査請求人の申請を承知しているわけではないので、それで庁外への国家公務員違反での違法な漏洩の点で特定個人Aが行うことが可能であるが、特定地方法務局としての何らかの意図があるとしたら、特定地方法務局においてさまざまな庁外の団体や人物との人間関係を有するのは総務課長であるので、その点から、庁外漏洩の首謀者は、特定地方法務局総務課長特定個人Bであることも考えられる。何れにしろ、以上の2人以外には考え難い。特定地方法務局の局長の職務懈怠のために、特定地方法務局だけで特に職員の綱紀が弛緩しているなら、以上の2人以外にも漏洩人は考えられるが、普通であれば、担当者か総務課長であろう。

(オ) 審査請求人は、ともかく、特定地方法務局職員特定個人Aか特定個人Bかあるいはその両者の国家公務員法違反での公務仮託違法行為を含む人権侵犯の被害を被ったので、今後のことも考え、福岡法務局長に対して人権侵犯被害申告を独自作成所定形式類似様式書面で行った。

(カ) 福岡法務局長は、公務仮託違法行為という以上の国家公務員法違反での違法な漏洩でもある人権侵犯の事実的な経過と関係を調査し、その調査結果に基づいて、人権侵犯の有無を判断し、その判断を審査請求人に書面を以て通知した。

(キ) 福岡法務局長の以上の判断の前提となった調査結果を知悉するために、審査請求人は、「法」を法的根拠として、情報開示請求を行ったところ、この度、福岡法務局長は、部分開示を決定し、書面を以て、それを審査請求人に通知したところである。

ウ 審査請求の理由

(ア) 理由第1

審査請求人への上述の特定地方法務局職員らの人権侵犯に対する福岡法務局長特定個人Cの有無判断という点でも、審査請求人への上述の特定地方法務局職員らの人権侵犯の事実的な経過と関係が記

述されている本件調査結果書類資料一式に対する福岡法務局長特定個人Cの情報開示請求認許判断という点でも、現福岡法務局長特定個人Cの人格や有徳不徳の問題ではなく、審査請求人に人権侵犯を行った上述の特定地方法務局職員らについての法務局及び地方法務局組織規則32条やその他の関係法令条規規定の人事発令権者、職務監督権者である福岡法務局長という官職は、利益相反であって、それらの何れの判断でも当初から元々公正公平さを期待することができない。それで、審査請求人に人権侵犯を行った上述の特定地方法務局職員らについての法務局及び地方法務局組織規則32条やその他の関係法令条規規定の人事発令権者、職務監督権者であるその官職が行った審査請求人の今回の2つの決定についての判断は元々違法であると言わざるを得ない。

審査請求人に人権侵犯を行った上述の特定地方法務局職員らについての法務局及び地方法務局組織規則32条やその他の法令条規規定の人事発令権者、職務監督権者ではない官職が、審査請求人への上述の特定地方法務局職員らの人権侵犯に対する有無判断、そして、審査請求人への上述の特定地方法務局職員らの人権侵犯の事実的な経過と関係が記述されている本件調査結果書類資料一式に対する情報開示請求認許判断を行って然るべきであった。福岡法務局長特定個人Cは、公正公平さを期すとしたら、臨機応変に、自発的に本省との相談や協議を行い、自分の現在が利益相反であることを本省に述べ、審査請求人に人権侵犯を行った上述の特定地方法務局職員らについての法務局及び地方法務局組織規則32条やその他の関係法令条規規定の人事発令権者、職務監督権者ではない自分よりも官制上の上席の官職に依頼すべきであった。それを懈怠した福岡法務局長特定個人Cは、福岡法務局長としての適格性に欠缺すると言わざるを得ない。

審査請求人への上述の特定地方法務局職員らの人権侵犯について、福岡法務局長が有と判断すれば、上述の特定地方法務局職員らの人事発令権者、職務監督権者としての引責問題が福岡法務局長自身に発生し、また、審査請求人への上述の特定地方法務局職員らの人権侵犯の事実的な経過と関係が記述されている本件調査結果書類資料一式についての情報開示請求全面開示または審査請求人後述主張通り部分開示の認許と判断したとしたら、上述の特定地方法務局職員らの人事発令権者、職務監督権者としての自分の引責問題が福岡法務局長に発生する。

それで、審査請求人の今回の場合、福岡法務局長という官職は、第三者の立場ではなく、事実上の当事者であり、しかも、審査請求

人への加害人らという当事者の一方と利害関係を同じくする。例えば言えば裁判官と被告との間の利害関係が一致する。公正公平さを旨とする日本の裁判所では、このような場合、裁判官は当然に交代する。このことは、現在の世界では、議会制で三権の分立か分流かで立憲政治を行っている普通の国では当然であり、普通である。

北朝鮮のような特殊な国では、裁判官と被告との間の利害関係が一致したとしても、裁判官が心得として公正公平に裁判を行いますと言えば、それですみ、裁判官交代にはならないという奇異で、普通の国では考えられないことがあると考える。審査請求人の今回の場合、現福岡法務局長である特定個人Cも、北朝鮮風の考え方であるかもしれないので、利益相反で、自分が当事者の一方と利害関係を同じくしても、何らの意に解さない人格であるので、特定個人Cは、審査請求人の今回の場合、自分を発令権者とし、職務監督者とする特定地方法務局職員らの人権侵犯とそれを明示する本件情報開示について制度的に一存で判断することができる立場にある福岡法務局長であるという自分の現在を、公務仮託違法行為という国家公務員法違反での違法な漏洩を含む特定地方法務局職員らの人権侵犯の隠蔽に利用したとも考えられる。

審査請求人に対する人権侵犯に相当する上述の特定地方法務局職員らのこの度の公務仮託違法行為は、国家公務員法100条1項該当の職務上の守秘義務に違反すると、国家公務員法109条1項12号該当で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金という刑事処分が行われる程度の悪質な犯罪である。

特定個人Cが既述の調査結果書類資料一式を読んで、審査請求人に対する人権侵犯に相当する上述の特定地方法務局職員らのこの度の公務仮託違法行為の国家公務員法違反容疑を認識したにもかかわらず、発令権者や職務監督権者としての自分の引責に通じることを恐れて、それを回避するために当該の特定地方法務局職員らとの共謀通謀の上で、上述の特定地方法務局職員らのこの度の公務仮託法行為の国家公務員法違反が明らかになる程度までの調査を行わないように指揮し、それで、上述の特定地方法務局職員らが国家公務員法違反にも通じる審査請求人に対する人権侵犯がなると悪意で違法に判断したとしたら、当然に、特定個人Cの国家公務員としてのその行為は刑法上の犯人隠匿に相当する。

審査請求人は、情報開示請求に対する特定個人Cのこの度の奇異で、利益相反のために明らかに違法な部分開示、実質的には、不開示の決定の動機について、自分の引責に通じないための犯人隠匿ではないかと考える。

(イ) 理由第 2

最近露見発覚した文部科学省高級官僚省ぐるみとある在京私立大学教授職天下り事件では、天下り先とある在京私立大学と文部科学省事務方との間で役所電子メールと公用アドレスによって、役所採用依頼と共にその露見発覚後の役所主導口裏合わせをも行っていたことが暴露された。

本件情報開示請求に対する福岡法務局長の部分開示、実質的には全面不開示の違法な決定の書面を拝見すれば、公用アドレスによる役所間の電子メール交信があるが、それらは、公用アドレスの公表が、法令や「法」についての法務省有権解釈である「法務省本省が保有する個人情報の開示等に係る審査基準」でも必ずしも禁止されていないにもかかわらず、不詳不可解な理由にならない理由で一方的に独断されて、不開示になっている。公用アドレスは公開されている。何れの法令でも公用アドレスは特別なアドレスとは位置づけされていない。

審査請求人は、今回、アドレス部分だけ黒塗りしたりして、公用アドレスは不開示でよいし、メールの中に記された個人名、住所、所属、職位は不開示でよいと考える。今回、審査請求人が知得したいのは、公務仮託違法行為でもある審査請求人に対する上述の特定地方法務局職員らのこの度の人権侵犯の行為の様態や事実に経過や関係である。特定個人 A や特定個人 B が審査申立人に対して行った人権侵犯は、特定個人 A や特定個人 B による刑事処罰の可能性がある国家公務員法違反の犯罪を含んでいる。

それで、審査請求人は、今回の場合にも、情報開示制度の理念に則って原則と基本は開示であるということ貫徹するように貴官に求める。公用アドレスを明らかにしたくないなら、その部分だけを黒塗り、非開示にして、メール本文の中の職名、氏名、住所も黒塗り、非開示にし、それ以外の本文の開示について容認して然るべきと思考する。それを認許しないというのは違法であり、原則と基本は開示であるという個人情報保護制度の理念に悖る。

(ウ) 理由第 3

庶第 17 号を拝見していると、しばしば、「法第 14 号第 7 号柱書き」の「柱書き」という字句に遭遇する。

審査請求人は、院修了で、その際の大学院は法学ではなく、その外の学問領域であるが、学部は法学部で、それから約 40 年後の現在記憶している限りで言えば、特定個人 D 教授の弟子で、D 教授主任民法講座の後継者でもあった特定個人 E 教授から債権法を、商法講座の特定個人 F 教授から商法を、その外の法学部教官から憲法、

刑法，行政法，国際法などというどの大学の法学部でも普通開講されている法学部に特有な講義科目を受講したが，以上の法学部教官たちは，法律の条文の中の法文の一部について，庶第17号の中にしばしば出現する字句としての「柱書き」という言葉を講義中に言うことはなかったし，小・中の各講義室や大講義堂の講壇で講義する彼らの口から，審査請求人は，法文の一部について「柱書き」という言葉を聴いたこともなかったし，その字句を岩波書店，青林書院，有斐閣など刊行の法学書籍で見たこともなかった。

審査請求人は，庶第17号で初めて「柱書き」という字句を知ったが，「柱書き」という字句は，正規の法学専門用語であるのかをお伺いしたい。審査請求人が正規の法学専門用語という場合の正規とは，その字句が我妻栄編『新法律学辞典』（有斐閣）所収の項目に挙げられているということである。「柱書き」という字句が項目の1つとしてそれに挙げられていないのであれば福岡法務局内か何れかの狭い範囲の法務局職員間か特定個人Cだけかで使われている独自の俗語である。一部の人的集団では通用する言葉として，例えばその1つとして方言がそうであるが，公文書では，そのような言葉を使うべきではないと思考する。

我妻栄編『新法律学事典』（有斐閣）に記載される項目は少なくとも学術用語で，そうであれば，その意味について，特定の，限定的で，確定的であるので，公文書で使用したとしても問題はないが，意味が特定のではなく，限定的でもなく，確定的でもない，分かる人には分かるが，分からない人には分からないし，意味が何れの人でも相異したり，分からないことに妥当性があり，分かることに特別さがある方言然とした言葉を公文書で使用するのには，如何にノンキャリアで，法曹無資格であるとはいえ特定個人Cの福岡法務局長としての適格性が問われる。

審査請求人が法曹無資格で，ノンキャリア職員である特定個人Cにこのように述べるのは元々酷で，不適當であるかもしれないが，巷間俗語をあたかも学問専門用語であるかのように特定個人Cは福岡法務局長として公務で公文書に使用するのには如何なものであろうかと審査請求人は，適法な公務執行を行うように公務員に求める日本国民の1人として憂慮する。

公務員は，日本国民ならだれでも知っていて，一読した経験がある我妻栄編『新法律学事典』（有斐閣）に書かれている国民すべてに共通に理解可能な内容や言葉を国民宛て公文書では使用すべきであると思考する。審査請求人は，公務員相互だけなら分かる言葉や内容を国民宛て公文書では使用すべきではないと思料する。

(工) 理由第 4

庶第 17 号の別紙の中の(2)において、ノンキャリア職員で、法曹無資格の特定個人 C は、「本件開示請求に係る保有個人情報には、人権侵犯事件において、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれているところ」ということを、情報全面開示にしない理由としている。

審査請求人は、架電で交信しただけの以上の特定個人 A や特定個人 B の顔についても無論不知であるし、それ以外の特定地方法務局職員の顔についても各所掌事務についても各氏名についても各職名についても不知であり、以上の特定個人 A や特定個人 B の日々の具体的な仕事内容についても不知である。それで、審査請求人は、審査請求人が主張するような既述と後述の部分開示が行われたとしても、特定個人 C が以上で言う個人特定の「推認」を行うことができない。それ故に、特定個人 C が決定した非開示について、適法な理由や根拠がない。

審査請求人の人権侵犯事件についてのこの度の情報開示請求では、審査請求人は、福岡法務局長の調査で明らかになった特定地方法務局職員による相続を原因とする審査請求人不動産登記名義書換申請の事実についての庁外民間人への国家公務員法違反での違法な漏洩の事実的な経過と関係の情報開示を求めるが、その漏洩の事実的な経過と関係の中で、直接的に間接的に漏洩に主や従として従事した公務員や民間人の氏名、官職名、所属については非開示・黒塗りでもよいと考えている。それで特定個人 C が決定した非開示について、適法な理由や根拠がない。

この度の情報開示請求において審査請求人が特に情報開示を求めるのは、福岡法務局長の調査で明らかになった相続を原因とする審査請求人不動産登記名義書換申請の事実についての庁外民間人への特定地方法務局職員などの国家公務員法違反での違法な漏洩を含む審査請求人への特定地方法務局職員らの人権侵犯の事実的な経過と関係である。

「法務省本省が保有する個人情報の開示等に係る審査基準」を拝見すれば、その漏洩の事実的な経過と関係の中で、国家公務員法違反で直接的に間接的に違法な漏洩に主や従として従事した公務員や民間人の氏名、官職名、所属については非開示・黒塗りで、福岡法務局長の調査で明らかになった相続を原因とする審査請求人不動産登記名義書換申請の事実についての局外民間人への特定地方法務局職員らの国家公務員法違反での違法な漏洩を含む審査請求人への特定地方法務局職員らの人権侵犯の事実的な経過と関係の情報開示と

いう審査請求人の請求は適法である。それで、特定個人Cが決定した非開示について、理由や根拠がない。

(オ) 理由第5

庶第17号の別紙の中の(2)において特定個人Cが述べたことと類似的なことを特定個人Cが庶第17号の別紙の中の(3)でも述べているので、審査請求人は、理由第4において述べたことと同様なことをここでも述べる。

庶第17号の中の別紙の(3)において、特定個人Cは、「本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており」と述べている。しかし、審査請求人は、既述の通り、以上の特定個人Aや特定個人Bの顔を不知であるし、それ以外の特定地方法務局職員の顔についても各職員の各所掌事務についても不知であり、以上の特定個人Aや特定個人Bの日々の具体的な仕事内容についても不知である。特定個人Cが言うようにそれらで個人を識別することは審査請求人にはできない。特定個人Cが決定した非開示について、適法な理由や根拠がない。

繰り返して恐縮ではあるが、この度の情報開示請求では、審査請求人は、福岡法務局長の調査で明らかになった相続を原因とする審査請求人不動産登記名義書換申請の事実についての庁外民間人への特定地方法務局職員らの国家公務員法違反での違法な漏洩を含む審査請求人への特定地方法務局職員らの人権侵犯の事実的な経過と関係の情報開示を求めるが、その漏洩の事実的な経過と関係の中で、直接的に間接的に漏洩に主や従として従事した公務員や民間人の氏名、官職名、所属については非開示・黒塗りでもよいと考えている。

この度の情報開示請求において審査請求人が特に開示を求めるのは、福岡法務局長の調査で明らかになった相続を原因とする審査請求人不動産登記名義書換申請の事実についての庁外民間人への特定地方法務局職員らの国家公務員法違反での違法な漏洩を含む審査請求人への特定地方法務局職員らの国家公務員法違反での違法な漏洩を含む審査請求人への特定地方法務局職員らの人権侵犯の事実的な経過と関係である。

「法務本省が保有する個人情報の開示等に係る審査基準」を拝見すれば、その漏洩の事実的な経過と関係の中で、国家公務員法違反で直接的に間接的に違法な漏洩に主や従として従事した公務員や民間人の氏名、官職名、所属については非開示・黒塗りで、しかし、福岡法務局長の調査で明らかになった相続を原因とする審査請求人不動産登記名義書換申請の事実についての局外民間人への特定地方法務局職員らの人権侵犯の事実的な経過と関係の情報開示という審

査制空人の請求は適法である。それで、特定個人Cが決定した非開示について、適法な理由や根拠がない。

(カ) 理由第6

庶第17号の別紙の(1)において、特定個人Cは、次の通りに述べている。

(1) 本件開示請求に係る保有個人情報には、人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討内容に関する情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、今後の人権侵犯事件処理において、職員が開示された場合の影響等を憂慮するあまり、率直な意見を述べることをちゅうちょし、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。

庶第17号の別紙の(1)において、特定個人Cは、「開示された場合の影響等を憂慮するあまり、率直な意見を述べることをちゅうちょし、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」という審査請求人国民の人権を蔑ろにした公務員特権階級的発言を全面非開示や部分開示の理由として挙げている。この発言内容を理由とする部分開示や非開示は、情報開示制度を蔑ろにする。この発言内容の非について、法務省本省は法曹無資格で、ノンキャリア職員の特定個人Cには説明して然るべきであり、それと共に、法の14条2号や同7号についての「法務省本省が保有する個人情報の開示等に関する審査基準」の法務省有権解釈通達を拝見すると、特定個人Cが挙げた以上の理由は、本件の場合、不開示や部分開示の法的根拠にはならない。それで、特定個人Cが庶第17号で記された決定を行う際に、特定個人Cは、「法務省本省が保有する個人情報の開示等に関する審査基準」について不知であったと思料される。

元々公務員供述は全面非開示や部分開示ということであれば、供述内容について事後検証が行われなければ、供述の全面非開示や部分開示ということは、特定個人Cが部下の以上の特定個人Aや特定個人Bに虚偽供述を許可し、虚偽が事後解明されないし、虚偽供述に因る問責が行われることはないと担保しているということである。事後検証がなければ、真正な事実陳述は得られるはずがない。事後検証を行って初めて、真正の事実が明らかになる。目的は、公務員に、「率直な意見」を言わせるのではなく、主観的な事実でもあるとは限らないことはこれまで繰り返されてきた大小の公務員汚職事件でも明らかである。

審査申立人への特定個人Aや特定個人Bの人権侵犯は、特定個人Aや特定個人Bによる刑事処罰の可能性のある国家公務員法違反の

犯罪を含んでいる。特定個人Aや特定個人Bへのこの度の事情聴取によって、特定個人Cが、審査申立人への特定個人Aや特定個人Bの人権侵犯と共に、その中に含まれる特定個人Aや特定個人Bによる刑事処罰の可能性がある国家公務員法違反の犯罪に相当する違法行為の存在を承知したのであれば、特定個人Aや特定個人Bについて、公務員として、当然に、刑事訴訟法239条2項による自発的な刑事告訴義務を有する。

エ 後記

庶第17号の別紙において記された福岡法務局長特定個人Cの所見に対する人権侵犯被害人審査請求人の感想を申し上げます。

庶第17号の別紙において、特定個人Cは、法令で自分が人事発令し、職務監督する特定個人Aや特定個人Bという公務員の人権ばかり守る内容の発言ばかりを行った。それによって、特定個人Cは、人権侵犯を受けた人権侵犯被害人審査請求人という民間人の人権や被害について無視し、軽んじた。人権侵犯を受けた人権侵犯被害人審査請求人にとっては、特定個人Aや特定個人Bは、まだ人権侵犯加害者とは確定していないが、少なくともその容疑者である。

現在の日本ではようやく、被害者よりも加害者の人権ばかり守られている制度について疑問が示されている。特定個人Cが特定個人Aや特定個人Bを加害者にしたくないのは、彼らが加害者になると、彼らの人事発令権者で、職務監督権者としての自分の引責問題になるからである。庶第17号の別紙を拝見すると、法令で自分が人事発令し、職務監督する特定個人Aや特定個人Bの人権ばかり守る内容の特定個人Cの発言ばかりで、それによって、人権侵犯を受けた人権侵犯被害人審査請求人の被害や人権を蔑ろにする特定個人Cの態度について、人権侵犯被害人としての審査請求人は憤慨している。

なお、法と共に、その法律についての法務省としての有権解釈である「法務省本省が保有する個人情報の開示等に係る審査基準」も、民間人の人権を軽んじ、公務員の人権を守れとは言っていないということ、審査請求人は、改めて特定個人Cに教示し、自分現在官法務省の有権解釈について部下任せだけにしないで自分でも確実に読むように求める。

(2) 意見書

ア 平成29年2月23日に、以上の自宅において、審査請求人は、審査請求人宛て貴審査会簡易書留郵送送達での平成29年（行個）諮問第27号貴審査会保管の法務省法務局理由説明書の写し（以下、第2においては「理由説明書」と略記する。）を審査請求人押印によって受け取った。上記受け取った直後、審査請求人は、同理由説

明書を読んだが、法務省法務局のその理由説明書の内容には、平成29年1月17日付審査請求人宛て福岡法務局長特定個人C「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（庶第17号）の内容以上それ以外の特段の内容はなかった。平成29年1月17日付審査請求人宛て福岡法務局長特定個人C「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（庶第17号）の内容に対して、審査請求人は、本件の審査請求書において十分に論破し、法曹無資格で、ノンキャリア職員である特定個人Cの理由説明の内容上の違法で、法的無根拠の点を逐次指摘した。それで、審査請求人は、審査請求人宛て貴審査会今回送付の法務省法務局理由説明書の内容に対する意見について、それが審査請求書での審査請求人の主張の単なる繰り返しになるので、本書面では回避したい。

イ ただ、審査請求人は、平成29年1月17日付審査請求人宛て福岡法務局長特定個人C「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（庶第17号）と、審査請求人宛て今回送付の理由説明書を拝見した感想と結果について述べたい。

法曹無資格で、ノンキャリア職員である特定個人Cは、現在法務省で枢要な職位に在官中であるにもかかわらず、平成29年1月17日付審査請求人宛て福岡法務局長特定個人C「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（庶第17号）を作成するのに当たって、審査請求人が審査請求書の中の証拠方法の第5の「法務省本省が保有する個人情報の開示等に係る審査基準」という「法」の条規についての法務省有権解釈を不知であったと思料される。このことは、大変に遺憾である。

無論のことであるが、その有権解釈を知悉していれば、審査請求人のこの度の開示請求について、特定個人Cは、公務員として適法に公務執行する意思があるのであれば、全面開示の決定を行わざるを得なかった。

ウ 審査請求人が平成29年1月17日付審査請求人宛て福岡法務局長特定個人C「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（庶第17号）と審査請求人宛て今回送付の理由説明書の内容を拝見するところでは、福岡法務局長特定個人Cは、特定地方法務局職員のこの度の違法行為について、違法行為ではなく、事実を曲げて、審査請求人の審査請求理由を意図的に悪意で曲解し、不適切職務にしたいようであるが、審査請求人が人権侵犯事件として福岡法務局長特定個人Cに訴願した特定地方法務局職員の行為は、刑事処罰条規該当の国家公務員法違反行為である。審査請求人は、特定地方法務局職員の犯罪行為の被害を受けたので、人権侵犯を福岡

法務局長に被害申告した。単なる不適切職務であれば、それは必ずしも人権侵犯にはならない。特定地方法務局職員が行ったことが、犯罪行為でもあるので、必ず人権侵犯にもなるのである。

繰り返しになり恐縮ではあるが、その事実関係を略記すると次の通りである。すなわち、昨年、審査請求人は、相続を原因とする審査請求人不動産登記名義書換申請を特定地方法務局で行ったが、その申請という事実について、審査請求人には理由不明であるが、その職務上の動機から考えて審査請求人申請特定地方法務局担当官特定地方法務局職員特定個人 A か特定地方法務局総務課長特定個人 B かその何れかが庁外民間人に国家公務員法違反で違法に漏洩した。審査請求人は、さまざまなトラブルを恐れて、親類縁者や友人知人だけではなく、無論のこととして、職場同僚上長にも、相続を原因とする不動産取得所有という事実を発言したこともなく、また、相続を原因とした不動産取得所有を前提とした如何なる内容の発言を行ったことはない。人間関係上の発生可能ないろいろなトラブルは何方にも想定可能であると思考する。ところが、上述の申請後のとある時、審査請求人は、勤務先で、上長から、「相続を原因とする不動産登記名義書換申請を特定地方法務局に行ったんだって。」と言われ、驚愕した。それで、審査請求人は、今後起こりうることをいろいろ想定し、憂慮した。特定地方法務局での申請担当は、特定地方法務局職員特定個人 A であり、特定地方法務局職員が全員、審査請求人の申請を承知しているわけではないので、それで庁外への国家公務員違反での違法な漏洩の点で特定個人 A が行うことが可能であるが、特定地方法務局としての何らかの意図があるとしたら、特定地方法務局においてさまざまな庁外の団体や人物との人間関係を有するのは総務課長であるので、その点から、庁外漏洩の首謀者は、特定地方法務局総務課長特定個人 B であることも考えられる。何れにしろ、以上の 2 人以外には考え難い。特定地方法務局の局長の職務懈怠のために、特定地方法務局だけで特に職員の綱紀が弛緩しているなら、以上の 2 人以外にも漏洩人は考えられるが、普通であれば、担当者か総務課長かであろう。審査請求人は、ともかく、特定地方法務局職員特定個人 A か特定個人 B かあるいはその両者の国家公務員法違反での公務仮託違法行為でもある人権侵犯の被害を受けたので、今後のことも考え、福岡法務局長に対して人権侵犯被害申告を独自作成所定形式類似様式書面で行った。これが事実的な経過の概略である。

エ 審査請求人は、事件関係者の氏名、年齢、勤務先、官職名、役職名、職業、住所、公用の直通の電話番号やアドレスについての開示を必

ずしも求めていない。それらの文字部分だけは非公開黒塗りでもよい。審査請求人が開示を求めているのは、調査結果書類一式において記されている人権侵害事実の関係と経過、そして、人権侵害の事実における関係者各人の行為の様態や内容などである。

審査請求人は、特定地方法務局の職員の顔を知らないし、架電交信だけで通したのは、本件人権侵害被害者と容疑される既述の2名であるが、その2名についても、審査請求人は顔も見たことはない。調査結果書類一式において記されている人権侵害の事実の関係と経過、そして、人権侵害の事実における関係者各人の行為の様態や内容という審査請求人の要求内容を開示したとしても、審査請求人にとって、事件関係者の特定にはならない。

オ 特定個人Cは、平成29年1月17日付審査請求人宛て福岡法務局長特定個人C「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（庶第17号）においても、審査請求人宛て今回送付の理由説明書においても、全面開示を容認しない理由として、常識的に考えればおおよそ社会では通用しない奇異なことを述べている。

事後の裏付けや検証が行われなく、全面開示公開も行われなかったら、真実が加害者容疑者から供述されるわけがない。その際、自己保身の言葉とそのための虚偽内容しか加害容疑者からは供述されない。人権侵害調査において、特定個人Cが言うように、事後の裏付けや検証が行われなく、全面開示公開も行われないのであれば、人権侵害調査は公正公平を伴う適法に行われているとは言えない。

人権侵害調査は、特定個人Cの主張とは相異して、加害容疑者に、たとえ虚偽であったとしても何かを率直に言わせたり、自己保身させるのが目的ではなく、審査請求人の主張の通り、真実を供述させることが目的である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報の名称は、審査請求人が平成28年5月20日に福岡法務局人権擁護部に申告した人権侵害事件の記録一式である。

処分庁は、下記4の理由により、平成29年1月17日、保有個人情報の部分開示決定をし、同日付け庶第17号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

2 「人権侵害事件記録」に編てつされる書類及びその記録内容について

人権侵害事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関がこの人権侵害事件について行う調査・処理の目的は、人権侵害の疑いのある事案について、侵害事実の

有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編てつされる書類は、事件関係者から事情聴取した際の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書、及び救済手続に関する書類などである。これらの書類には、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容、局内における事件についての検討状況等が記録されている。

3 審査請求の趣旨について

審査請求人は、福岡法務局長が行った平成29年1月17日付け部分開示決定処分を取り消し、全部開示とするとの決定を求めていると解される。

4 部分開示を行った理由について

(1) 審査請求の対象である前記人権侵犯事件の調査記録（以下「本件人権侵犯事件記録一式」という。）の中には、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている。

人権侵犯事件の処理に当たっては、証拠の評価、関係者の対応や事件に対する姿勢など様々な事情を総合的に判断して、どのような措置が自主的な紛争の解決に最適かを判断する必要がある。職員間での忌たんのない意見が事件関係者に開示されることになると、事件についての心証、供述の信用性への疑問、当事者の対応についての問題点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得る。

また、人権侵犯事件に関する法務省の人権擁護機関の措置には強制力がなく、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すものであることから、自主的な紛争の解決を図るためには、人権擁護機関の判断を説得的に説明し、当事者の理解を得るようにする必要がある。しかしながら、内部での様々な意見が当事者に開示されると、このような制度自体の目的を達成することができなくなるおそれがあることから、このような事態が生じることをおそれて、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

(2) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報が含まれている。

人権侵犯事件においては一般に人権侵害をめぐって当事者間に紛争が

発生しており、関係者が事件の調査に協力した事実や被害者その他の関係者に対する調査の内容等がその他の当該事件の関係者に開示されると、紛争が一層複雑化し、あるいは調査に協力した者が何らかの報復や不利益を受けるおそれがある場合が少なくない。人権侵犯事件の調査は、調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得ながら進めているのが実情であり、その秘匿が保障されなければ人権侵犯事件の適正迅速な調査処理に重大な支障が生じるおそれがある。すなわち、一般に被害者その他の関係者が情報の秘匿に極めて神経質であり、本件報告書を含む人権侵犯事件記録の取扱いに少なからぬ関心を払っている実情からは、審査請求人以外の者からの事情聴取の内容や当該被聴取者を推認することができる情報を第三者に開示すると、被害者その他の関係者が事実をありのまま述べることや証拠を提供することをちゅうちょしたり、調査そのものに協力することを拒否するようになる。また、そもそも、人権侵害の救済を求める人が、法務省の人権擁護機関に被害の申出をすることを差し控えるようになるおそれもある。

このような事態となれば、十分な調査が実施できず、その結果、真相解明が困難となり、相手方へ啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなるばかりでなく、人権救済制度そのものの適切な運用ができなくなることとなる。したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

なお、関係者の住所、氏名等の個人識別情報のみを不開示とすることの是非については、たとえ当該個人識別情報のみを不開示としたとしても、事件関係者であれば、供述の内容から供述者を特定したり、特定には至らないにしても、供述者を推測することは可能であることから、事件関係者間において無用のトラブルが発生し、人権侵害による被害者救済の目的が達成できないおそれがあるため、個人識別情報以外の部分を含めて不開示とせざるを得ない。

- (3) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報が含まれている。

これらの情報は、法14条2号に該当するとともに、これが開示されることとなれば、被害者その他の関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに協力することも拒否するようになったり、人権侵害の救済を求める人が法務省の人権擁護機関に被害の申告をすることを差し控えたりするおそれもあり、その情報の開示によって、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報にも該当する。

- (4) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、法務局に設置されている専用端末に関するURL（公開されていないもの）が含まれている。

同URLは一般には公開されておらず、これが開示されることになれば、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざんやなりすましメールの送信等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

- (5) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、法務省及び法務局に設置されており、いずれも一般には公開されていない直通電話番号及びメールアドレスが含まれている。

これらの通信手段は、法務省及び法務局において、職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いているために設置しているものであり、これらの情報が開示されることとなれば、外部の者がこれらを目だりに利用するおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当する。

5 開示相当とする部分について

文書番号58（通し番号145）において、FAX番号を不開示としているが、本番号は従前から開示していることから、当該部分については開示とすることが相当である。

6 その他

審査請求の対象となっている本件人権侵犯事件記録一式のうち、不開示情報に該当する部分及び不開示理由のいずれに該当するかについては、別紙のとおりである。

別紙中、「不開示理由」欄の(1)ないし(5)は、不開示理由が上記4の(1)ないし(5)のいずれに当たるかを示している。

なお、審査請求人は、実施方法等の申出をしていない。

審査請求書が審査請求担当部局に回付されたのは2月3日であるが、審査庁に到達した日は2月1日であることから、審査請求日は2月1日である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 平成29年2月8日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月23日 | 審議 |
| ④ 同年3月3日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同月22日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人が人権侵害について申告した人権侵犯事件

に係る記録一式に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書1ないし61に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）をその対象として特定した上で、その一部が、法14条2号及び7号柱書きの不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、文書番号58（通し番号145）に記載されたFAX番号を開示するとしているが、その余の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）については原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について、検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報が記録されている文書は、別紙のとおり、人権侵犯事件記録表紙（文書1）を筆頭に、特別事件開始報告書決裁用紙（文書2）や起案文書（文書3等）の外、特別事件調査結果報告書（文書6等）や聴取報告書（文書31等）、特別事件処理報告書（文書15）等の計61の文書から構成されており、その内容から、これらの文書は、審査請求人が申告した特定の人権侵犯事件処理に関する一連の文書であると認められる。

そして、上記各文書に記録された保有個人情報のうち、文書9, 11, 12, 16ないし32, 45, 48, 52, 54及び59ないし61の計27文書については、原処分において全部開示され、その余の34文書については、別紙の「本件不開示部分」欄に掲げる部分が不開示とされていると認められる。

(2) 人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている部分について

ア 諮問庁の説明の要旨

文書2ないし8, 10, 13, 14, 34, 36, 38ないし41, 44, 46, 47, 49ないし51, 53及び55ないし58（ただし、文書6の相手方欄の一部及び目録の一部、文書8, 38, 40, 41, 49, 50, 55及び58のURL、文書38及び41のメールアドレス並びに文書58の直通電話番号を除く。）の不開示部分の記載には、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている。

人権侵犯事件の処理に当たっては、証拠の評価、関係者の対応や事件に対する姿勢など様々な事情を総合的に判断して、どのような措

置が自主的な紛争の解決に最適かを判断する必要がある。職員間での忌たんのない意見が事件関係者に開示されることになると、事件についての心証、供述の信用性への疑問、当事者の対応についての問題点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得る。

また、人権侵犯事件に関する法務省の人権擁護機関の措置には強制力がなく、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すものであることから、自主的な紛争の解決を図るためには、人権擁護機関の判断を説得的に説明し、当事者の理解を得るようには必要がある。しかしながら、内部での様々な意見が当事者に開示されると、このような制度自体の目的を達成することができなくなるおそれがあることから、このような事態が生じることを恐れて、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

イ 検討

上記アの本件不開示部分には、法務局内部における本件の人権侵犯事件の取扱いや処理についての内部的な協議・検討を行った状況やその結果が、本件事案の処理に係る職員の率直な意見・評価又は心証等とともに記録されていると認められる。

人権侵犯事件の調査事務は、その事務の性質等に照らし、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い上、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しないこと等に照らせば、人権侵犯事件の調査事務に適切に対応するためには、法務局内部において忌たんのない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要があるものと認められる。

かかる必要性に鑑みれば、当該不開示部分に記録された内部的な協議・検討の過程やそこにおいて出された意見・評価又は心証等が開示されることになると、職員において、今後の人権侵犯事件一般に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮する余り、十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどして、自由かつ達な意見交換が行われなくなり、ひいては国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、当該不開示部分は、法14条7号柱

書きの不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

- (3) 審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容及び当該被聴取者を推認させる情報等が含まれている部分について（上記（2）で判断した部分は除く。）

ア 諮問庁の説明の要旨

文書1、6及び15の相手方欄の一部、文書6の目録の一部、文書33及び35の聴取場所欄及び被聴取者欄並びに文書37、42及び43の受信者欄の記載部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報が記録されており、また、文書33及び35の聴取内容欄並びに文書37、42及び43の件名欄及び要旨欄の不開示部分には、審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報が含まれている。

人権侵犯事件においては一般に人権侵害をめぐって当事者間に紛争が発生しており、関係者が事件の調査に協力した事実や被害者その他の関係者に対する調査の内容等がその他の当該事件の関係者に開示されると、紛争が一層複雑化し、あるいは調査に協力した者が何らかの報復や不利益を受けるおそれがある場合が少なくない。人権侵犯事件の調査は、調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得ながら進めているのが実情であり、その秘匿が保障されなければ人権侵犯事件の適正迅速な調査処理に重大な支障が生じるおそれがある。すなわち、一般に被害者その他の関係者が情報の秘匿に極めて神経質であり、本件報告書を含む人権侵犯事件記録の取扱いに少なからぬ関心を払っている実情からは、審査請求人以外の者からの事情聴取の内容や当該被聴取者を推認することができる情報を第三者に開示すると、被害者その他の関係者が事実をありのまま述べることや証拠を提供することをちゅうちょしたり、調査そのものに協力することを拒否するようになる。また、そもそも、人権侵害の救済を求める人が、法務省の人権擁護機関に被害の申出をすることを差し控えるようになるおそれもある。

このような事態となれば、十分な調査が実施できず、その結果、真相解明が困難となり、相手方へ啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなるばかりでなく、人権救済制度そのものの適切な運用ができなくなることとなる。したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

また、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報は、法14条2号にも該当する。

イ 検討

上記アの本件不開示部分には、本件の人権侵犯事件において、法務局が審査請求人以外の関係者から事情を聴取した内容等が記録されていると認められる。

強制的な手段を持たない人権侵犯事件の調査は、その事務の性質等に照らし、関係者の協力を得ながら行われるものであり、もともと当事者間に何らかのトラブルや紛争が生じている場合も少なくないと認められることから、これらの情報が開示され、関係者に関する情報や事件の調査に協力した事実、その内容等が他の関係者等に明らかにされると、関係者が事実を述べたり証拠を提供することに消極的になるなどし、調査に協力することを拒否するようになるなど、人権侵犯事件の調査事務に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

また、人権擁護機関の事実認定は、人権救済の申立人及び被害者の申告内容のみならず、当該申立人及び被害者以外の関係者に対する調査結果を踏まえたものであることは明らかであるから、当該不開示部分を開示すれば、調査の相手方その他の関係者の反発を招くおそれがあるばかりではなく、そもそも調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得つつ進めていく必要のある人権侵犯事件の調査手続自体に対する不信を招いたり、これに対する協力を得られなくなる事態を生じさせかねず、ひいては今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (4) 法務局に設置されている専用端末に関するURL、法務省人権擁護局調査救済課の非公表の直通電話番号及びメールアドレスについて（上記(2)で判断した部分を除く。）

ア 諮問庁の説明の要旨

(ア) 文書8、38、40、41、49、50、55及び58の不開示部分に記載された当該URLは一般には公開されておらず、これが開示されることになれば、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざんやなりすましメールの送信等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

(イ) 文書38及び41の不開示部分に記載されたメールアドレス並びに文書58の不開示部分に記載された直通電話番号は、法務省及び法務局において、職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いているために設置しているものであり、これらの情報が開示さ

れることとなれば、外部の者がこれらのみだりに利用するおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当する。

イ 検討

上記ア（ア）の文書は、本件人権侵犯事件に関し、法務省人権擁護局と福岡法務局との間で送受信されたメール文の写しであると認められるところ、当該文書中の本件不開示部分の下部には、URL（ネットワークにおける機器の所在を示すもの）の一部とみられる情報が記載されており、上記ア（イ）の文書中の不開示部分には、「（直通）」と併記された電話番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

それらの記載内容から、当該URLについては、法務省内部のネットワークに関するものであると認められ、また、当該電話番号及びメールアドレスは、法務省人権擁護局調査救済課の直通電話番号及び法務省職員のメールアドレスであると認められ、これらの情報が一般に公開されているといった特段の事情も見当たらないことから、諮問庁の上記アの説明は不自然、不合理ではなく、首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

文書番号	保有個人情報 (文書名)	本件不開示部分	本件不開示理由(上記 第3の4(1)ないし (5)の該当項目)
1	人権侵犯事件記録表紙	相手方欄の一部	(3)
2	特別事件開始報告書決裁用紙	決裁欄下日付の一部 及び担当者確認欄日付の一部	(1)
3, 7, 14	起案文書	全部	同上
4	特別事件開始報告書	「参考事項」欄及び 「調査計画」欄	同上
5	特別事件調査結果報告書決裁用紙	決裁欄下日付の一部	同上
6	特別事件調査結果報告書	「相手方」欄の一部	(3)
		「処理方針」欄及び 「参考事項」欄	(1)
		「理由」欄	(1)(2)及び (3)
		目録の一部	(2)及び(3)
8	メール文書	決裁欄の一部, 決裁 欄下日付の一部, 件 名欄の一部及び本文 の一部	(1)
		URL	(4)
9, 16, 25, 59	電話聴取書		
10	起案文書	担当者欄右部及び下 部並びに本文	(1)
11	文書		

1 2	文書（写し）		
1 3	特別事件処理報告書 判決用紙	判決欄下日付の一部 及び担当者確認欄日付の一部	(1)
1 5	特別事件処理報告書	「相手方」欄の一部	(3)
1 7 ~ 2 2, 2 4, 2 6, 2 7, 3 0, 4 5, 5 2	人権相談票		
2 3, 2 8, 4 8, 5 4, 6 1	人権侵犯被害申告シート		
2 9	コンピュータ郵便		
3 1	聴取報告書		
3 2	調査報告書		
3 3, 3 5	聴取報告書	聴取場所欄, 被聴取者欄及び「聴取内容」欄	(2) 及び (3)
3 4, 3 6	調査報告書	「調査結果」欄及び文書	(1) (2) 及び (3)
3 7, 4 2, 4 3	電話聴取書	受信者欄, 件名欄及び要旨欄	(2) 及び (3)
3 8	メール文書	本文の一部, 右側中央部及び添付ファイル名欄	(1)
		URL	(4)
		メールアドレス	(5)
3 9	文書	全部	(1)

40	メール文書	件名欄の一部，本文の一部，添付ファイル欄及び添付文書	同上
		URL	(4)
41	メール文書	件名欄の一部，本文の一部，本文右側中央部，添付ファイル欄及び添付文書	(1)
		URL	(4)
		メールアドレス	(5)
44	立件・処理等に関する周知書	「課処理意見」欄の一部及び決裁者意見の一部	(1)
46	電話聴取書	文書名下部，発信者欄，件名及び本文	同上
47, 53	報告	伺い文欄の一部	同上
49, 50, 55	メール文書	件名欄，本文の一部及び添付ファイル欄	同上
		URL	(4)
51	決裁文書	本文及び本文中央	(1)
56	電話聴取書	件名欄及び本文	同上
57	電話聴取書	件名欄及び要旨欄	同上
58	メール文書	件名欄及び本文の一部	同上
		URL	(4)
		直通電話番号	(5)
60	報告		